

# 今求められる「労働時間」及び「採用・解雇・雇い止め・定年」等の適正管理について

～ブラック企業と呼ばれないために～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

先日、厚生労働省は若者の「使い捨て」が疑われる企業への取り組みを強化すると発表しました。また最近、優良企業とされていた事業場が思わぬことをきっかけにブラック企業と呼ばれています。その轍を踏まないため、「今求められている労働時間の適正管理」、「今求められている採用・解雇・雇い止め・定年の適正管理」について学んでいただくための講習会を、開催いたしますのでご案内申し上げます。

## 記

- 1 日時 平成25年10月28日(月) 13:30～16:30 (開場・受付は13:00～)
- 2 会場 (公財) 仏教伝道会館 7階会議室「見」(裏面案内図参照)  
港区芝4-3-14 (都営地下鉄三田駅A9出口徒歩2分・JR 田町駅三田口(西口)徒歩8分)  
(会場が三田基準協会研修センターから変更になりました。)
- 3 講師 特定社会保険労務士 高井利哉氏 (1983年ニッポンレンタカー京都入社、ニッポンレンタカー福井代表取締役社長を経て2011年高井経営労務事務所開設/経営法曹会議賛助会員)

## 4 内容

- (1)ブラック企業の風評被害が広がっている：“噂”が、“もっともらしい評判”にすり変わるネットの“怖さ”
- (2)風評被害は、3つの“C”で防ぐ：① Compliance (コンプライアンス)、② Contract (コントラクト)、③ Communication (コミュニケーション)
- (3)コンプライアンス/法令順守：① 労働時間(時間外労働)管理の罠に陥らない～ポイント(みなし労働時間、裁量労働制、管理監督者、定額残業代など)、② 休職・休業・休暇の違いを理解して使いこなす
- (4)コントラクト/労働契約：① どこから契約、どこまで契約(募集、内定、職場体験、試用期間、再雇用)、② 有期契約はここに注意(雇止め、無期転換、不合理な労働条件の禁止)、③ 労働契約法のポイント(合意の原則、不利益変更、解雇規制、派遣・請負)
- (5)コミュニケーション/相互理解：① パワハラと誤認されない叱り方、② 就業規則は相互理解のための最良のツール
- (6)今後の労働法制の動向

- 5 受講料(消費税・テキスト代含む) 4,000円 それ以外の方 5,000円

使用テキスト：「労働関係法のポイント平成25年度版」(全基連発行)

- 6 定員 32名

## 7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から10月21日まで2週間ない場合は10月21日(月)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例1028 マルマルカイシャ等)

- ② 受講の取消：10月21日(月)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>  
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

\*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。